

京都市上下水道局告示第40号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第1号及び第3号の規定に基づき代表者及び営業所の変更届出があったので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成18年1月12日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

1 株式会社荻野工業

(1) 届出業者名等

京都市西京区樫原久保町29番地

株式会社荻野工業

代表取締役 荻野 正則

(2) 変更事項（代表者の変更）

荻野昭二から荻野正則に変更

(3) 指定期間

平成18年1月12日から平成20年3月31日まで

2 株式会社かつらぎ

(1) 届出業者名等

京都府宇治市小倉町久保113番地

株式会社かつらぎ

代表取締役 葛城 茂

(2) 変更事項（営業所の変更）

指定営業所所在地を京都市上京区下立売通日暮西入中村町548番地から京都市上京区下立売通千本東入田中町468番地に変更

(3) 指定期間

平成18年1月12日から平成21年3月31日まで

3 株式会社昭和建設

(1) 届出業者名等

京都市右京区京北周山町卯瀧谷5番地の1

株式会社昭和建設

代表取締役 國府 秀治

(2) 変更事項（営業所の変更）

指定営業所所在地を京都市右京区京北周山町上ノ段16番地の2から京都市右
京区京北周山町卯瀧谷5番地の1に変更

(3) 指定期間

平成18年1月12日から平成21年3月31日まで

(上下水道局下水道部管理課)